

お知らせ

工事書類の簡素化について

徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部（以下「県土整備部」という。）が発注する土木工事における工事書類の簡素化に必要となる事項について、工事書類の簡素化要領を以下のとおり定めることとしたので、お知らせします。

1 対象工事

この要領は、特記仕様書に「書類の簡素化に関する事項」が記載された県土整備部が発注する土木工事を対象とする。なお、既に契約済みの工事においては、監督員と請負者との協議により対象にできるものとする。

2 実施内容

工事書類の簡素化は、次に掲げる方針に基づき策定した「工事書類の簡素化一覧表（案）」により試行する。

(1) 現行制度の厳守

現行制度において必要とされている書類以外は、請負者に提出・提示を求めないことを厳守する。

また、書類の作成及び決裁についても現行制度を厳守する。

(2) 現行制度・様式の見直し

工事の品質を確保しつつ、簡素化が可能と考えられる書類は、特記仕様書等での対応による試行を踏まえ、共通仕様書の改正等、抜本的な制度の見直しを図る。

また、工事書類の様式を変更又は統一することにより、簡素化が図られる書類は、必要となる様式の見直しを図る。

(3) C A L S / E C の活用

工事の品質を確保しつつ、監督員の押印が省略可能と考えられる書類は、電子メールを活用した提出等の試行と電子納品の対象範囲を拡大する。

また、一部工事においては、情報共有システムを利用した「情報共有」を試行する。

(4) 提出書類の明確化

工事書類の作成・提出方法等については、監督員と請負者が事前に協議することにより、提出・提示が必要となる書類を明確にする。

また、工事の成績評定に関する書類の取扱いを定めることにより、検査時まで提出する書類を明確にする。

3 留意事項

(1) 監督員は、協議により不必要となった書類について、請負者からの提出があった場合においても受理しないものとする。

(2) 請負者は、提示が義務付けられている書類の整備・保管に努め、監督員等から請求があった場合には、直ちに提示しなければならない。

また、提示した書類は、工事竣工後、原則5年間保管しなければならない（関係法令等で、5年以上の保存期間が定められているものを除く）。

(3) 監督員及び請負者は、後々の紛争を未然に防止するために必要になると判断した事項について、書面の提出及び押印を省略しないものとする。